

主な他法律における民生委員・児童委員の協力活動の具体的内容（A市のある民生委員・児童委員の例）

- 生活保護関係については、保護の受給開始と廃止の連絡が入ることになっており定期的に保護受給者リストが福祉事務所から渡され、支援の必要があると思われる世帯には訪問や見守り活動を行う。
- 児童関係については、虐待の通告を受けた児童相談所から、訪問要請が来ると訪問する。
- 障害関係や老人関係については、行政の訪問調査への協力や行政や団体の行事への参加依頼に対応。要支援者の把握等について行政等から情報提供や支援要請を受けることはほとんどなく、民生委員の自発的な活動に拠っている。

法律	協力活動の具体的内容例
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3ヶ月に1度、地区の保護受給者のリストを市役所担当課（福祉事務所）から手渡される。</li> <li>② 保護受給者リストの中に、新規保護受給者で、一人暮らし老人等、支援の必要性があると思われる世帯を訪問する。継続保護受給世帯に関しては、見守り活動（*1）を続ける。</li> <li>③ 訪問活動の中で、経済的支援以外にも福祉課題があることを把握した場合には、担当ケースワーカーに報告し、支援を要請する。</li> <li>④ ケースワーカーの訪問時には、状況に応じて同行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 経済的に困窮した者から直接、相談をうけた場合は、状況を把握し、市役所担当課へ連絡する。</li> <li>※ 保護が解除となった世帯への福祉事務所からの支援の要請を受けたことはない。</li> </ul> </li> </ul>